

関西大学哲学学会会則

総 則

第一条 本会は関西大学哲学会と称する。

第二条 本会は、哲学、倫理学、宗教学、芸術学および美術史に関する研究・教育の補助機関として、会員相互の研鑽ならびに人間的交流をはかることを目的とする。

第三条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

(一) 毎年一回、定期総会を開催し、また毎年二回、研究発表会を開く。研究発表会は公開とする。また随時、臨時総会、公開または非公開の講演会あるいは研究発表会を開くことがある。

(二) 機関誌『哲学』を年一回、定期的に発行する。

(三) 第二条の目的を達成するため、機関誌の交換等を通じて、学内および学外の諸研究機関との交流を推進する。

(四) 関西大学（以下、本学と略す）の(一)～(三)の各号に属する学生および(4)～(6)の各号に属す大学院生の研究を補助する。

(1) 文学部総合人文学科哲学倫理学専修

(2) 文学部総合人文学科比較宗教学専修

(3) 文学部総合人文学科芸術学美術史専修

(4) 大学院文学研究科博士課程前期課程総合人文学専攻哲学専修

(5) 大学院文学研究科博士課程前期課程総合人文学専攻芸術学美術史専修

(6) 大学院文学研究科博士課程後期課程総合人文学専攻哲学専修

第四条 本会は原則として左記の正会員をもって組織する。

(一) 第三条四項(1)～(3)の専任教員、およびそれ以外の関西大学専任教員の有志

(二) 第三条四項(1)～(6)に在籍する学生および大学院生

(三) 本学文学部哲学科、本学文学部総合人文学科哲学専修、本学大学院文学研究科哲学専修、および第三条四項(1)～(6)に在籍した者の有志、ならびにそれ以外の本学学生または大学院生の有志

第五条 本会は左記の賛助会員による協賛をもって運営する。

(一) 第三条四項(1)～(6)の授業担当者ならびに授業担当の経歴ある者のうち、本会の趣旨に賛同

する者

- (二) 第三条四項(1)～(6)に在籍した者のうち、
本会の趣旨に賛同する者
- (三) その他、本会の趣旨に賛同する者

機 関

第六条 本会には次の機関を置く。

- (一) 総会
- (二) 委員会

委員会内に常任委員会ならびに編集委員会を設置する。

第七条 総会は本会の最高議決機関であつて、次のことを審議し議決する。

- (一) 哲学会会則の決定ならびに変更
- (二) 委員の選任ならびに解任
- (三) 予算、決算の承認
- (四) その他の重要な事項

第八条 定期総会は毎年一回、会長がこれを招集する。

このほか、委員会において必要と認める場合には、会長が臨時に総会を招集しなければならない。

第九條

- 一 委員会は本会の執行機関として以下の業務を行う。

(一) 研究発表会の企画立案

(二) 第七条に定めた総会での審議事項に関連して、

(1) 予算案の提出、決算の報告

(2) 哲学会会則に修正の必要がある場合にはその

検討と、修正案の策定

(三) その他の重要な事項の検討

二 委員会はその業務を処理するため、事務局を本学文学部哲学倫理学専修・比較宗教学専修・芸術学美術史専修合同研究室に置く。

三 委員の構成は次のとおりとする。

(一) 第三条四項(1)～(3)の専任教員全員(これを常任委員とする)

(二) 第三条四項(1)～(3)の学生より選出される者、各専修二名(上限三名)、計六名(上限九名)

(三) 第三条四項(4)～(5)の大学院生より選出される者、および第三条四項(6)の大学院生より選出される者、上限各三名、計六名

第二〇條 委員会に次の役員を置く。

(一) 会 長 一名

(二) 常任委員

(三) 幹 事 二名

(四) 編集委員 三名

第二一條 役員は総会において選任する。ただし会長、幹

事、編集委員は常任委員が互選し、総会に推薦する。

第二条 役員の任期は一年とし、留任をさまたげない。

第三条 会長は本会を代表し、会務を統轄する。幹事は事務局を統轄し、会長に事故あるときはこれを代理する。

第四条 会長は必要に応じて委員会ならびに常任委員会を招集する。

第二五条 常任委員会は、以下の業務を行う。

(一) 研究発表会における発表者の審査、選考、および、委員会への推薦

(二) 第九条に定めた委員会での審議事項に関連して、

(1) 予算原案の策定ならびに決算報告原案の作成

(2) 哲学会会則に修正の必要がある場合にはその検討と、修正原案の策定

(三) その他の重要な事項の検討

第二六条 常任委員会は、幹事・編集委員に事故あるときは、総会の議を経ずに、新たな人員を選出し、その任務にあたらせることができる。

第二七条 編集委員は、本会機関誌『哲学』の編集発行にあたる。

第二八条 機関誌『哲学』に掲載する論文の採否は、編集委員会がこれを決定する。

第一九条 編集委員会は前条の目的を達成するため、本学あるいは他の研究機関に所属する研究者に、審査委員として『哲学』の論文審査を委嘱することができる。

会 計

第二〇条 本会の経費は、会費、寄付金その他の収入をもってこれにあてる。

第二一条 正会員・賛助会員は、毎年会費(三〇〇〇円)

を譲出しなければならない。ただし第三条四項(1)〜(3)に属する学生は、原則として本学入

学時に一二〇〇〇円を一括納入するものとする。

第二二条 会費ないし賛助会費を三カ年連続して未納の者

には、機関誌の配布を停止する。

第二三条 本会の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌

年三月三十一日をもって終わる。

第二四条 本会は総会において会計監査を一名委嘱する。

会計監査は本会の会計を監査する。

付則(一) この会則は、一九九一年六月二九日より効力を生じる。

付則(二) 二〇〇四年七月一日改訂。この改訂は、二〇〇四年四月一日付の関西大学文学部改組、および

二〇〇五年四月一日付の本学大学院文学研究科改組による組織改編に伴うものである。

付則(三) 二〇一〇年七月三日改訂。この改訂は、二〇〇六年四月一日付および二〇〇七年四月一日付の関西大学文学部改組による組織改編に伴うものである。

付則(四) 二〇一三年六月二十八日改訂。

関西大学哲学学会会計内規

第一条 会員に対しては原稿料、講演料は原則として支払わない。

第二条 学会主催の研究会、講演会等の講師に対する謝礼は、そのつど委員会においてこれを定める。

関西大学哲学学会編集委員会内規

第一条 編集委員会は、原則として、関西大学哲学学会会則

(以下、会則) 第一〇条ならびに第一条によって定められた編集委員三名、会長、および幹事二名とよって構成される。編集委員は、関西大学文学部哲学倫理学専修、比較宗教学専修および芸術学美術史専修それぞれの常任委員の中から各一名選出される。会長ならびに幹事が編集委員を兼任することはさまたげない。

第二条 編集委員は機関誌『哲学』の編集発行ならびに応募原稿の採否に関する審査にあたる。幹事は編集発行の業務を補助する。

第三条 編集発行に関する業務はおよそ次の通り。

- (一) 当該号の掲載内容を企画立案する。
- (二) 原稿の募集を会員に周知する。募集する原稿は、
 - (ア) 学術論文
 - (イ) (学術論文として発表する段階にない) 研究ノートおよび(本会の趣旨にあった、学術研究・教育・文化活動等に関する) 活動報告等の二種とする。
 - (三) 講演要旨等、編集委員会から寄稿を依頼する原稿について執筆者に依頼する。
 - (四) 第二項(ア)に定める原稿(以下、「応募論文」と記す)について査読審査ならびにそれに関する業務にあたる。

(五) 第二項(イ)に定める原稿(以下、「研究ノート等」と記す)について審査し、掲載の可否を決定する。

(六) 応募論文の査読結果に基づいて(一)を修正して掲載内容の具体的な編集案を確定し、予想される印刷費を算定する。

(七) 目次、奥付、その他編集委員会による執筆部分の校正。ただし、その他の部分についても、迅速性を要する場合には校正にあたることとする。

第四条 編集委員会は、執筆を依頼した原稿について、その内容ならびに分量が依頼した条件を逸脱すると判断した場合には、掲載を謝絶することができる。

第五条 印刷費が予算を大きく超えることが予想される場合、その発行の是非については、本会の目的ならびに財政状況に鑑みて、会長が判断する。

第六条 応募論文一本につき、二名の者が査読審査にあたる。そのうち、一名は編集委員とし、一名は会則第十九条に定める審査委員とする。

第七条 編集委員ならびに審査委員は、応募論文を査読の上、審査報告書を編集委員会に提出しなくてはならない。

第八条 審査報告書には、(一)掲載可、(二)条件つき掲載可(再提出の上、再び査読審査する)、(三)掲載

不可の判断とその評価の根拠ならびに修正すべき点を明記する。

第九条 編集委員は第四条に定めた審査報告書にもとづいて審議の上、応募論文の採否を判定する。およそその基準は、(一)査読審査にあつた兩名ともに掲載可であれば掲載可、(二)一名が掲載可で一名が条件つき掲載可、または、兩名ともに条件つき掲載可であれば条件つき掲載可、(三)兩名ともに掲載可であれば掲載不可、とし、(四)一名が掲載可または条件つき掲載可で一名が掲載不可である場合には、編集委員の合議によつて採否を判定することとする。

第一〇条 応募論文の投稿者が大学院生の場合にその指導教員である者、ならびに、投稿者が博士論文を申請している場合にその主査にあたる者は、その論文の査読審査をすることはできない。

第一一条 第一〇条の規定が適用される場合、当該論文にかぎつて、編集委員会は第六条、第七条、第八条および第九条に定める編集委員の任務を常任委員の一名に委嘱することができる。

第二二条 第三条第二項に定める原稿が多数のため、編集委員の負担が重く、迅速な作業が危ぶまれる場合、編集委員会は第三条第五項の審査を幹事に分担さ

せ、その意見を問うことができる。ただし、幹事は採否の決定には加わらない。

第十三条 応募論文、研究ノート等、および編集委員会が執筆を依頼した原稿については抜き刷り三〇部まで本会の負担において作成し、執筆者に贈与する。第三条第二項に定める原稿が多数のため、編集委員の負担が重く、迅速な作業が危ぶまれる場合、編集委員会は第一二条の審査を幹事に分担させ、その意見を問うことができる。ただし、幹事は第一二条に定める採否の決定には加わらない。

第十四条 会則第十九条に定める審査委員が本会会員ではない場合、論文一本につき、五〇〇〇円に相当する金品を謝礼として贈与する。

付則一 この内規は、平成二五年六月二七日から発効する。

付則二 平成二六年一月一九日改訂。

役員氏名

二〇一五年七月四日に開催された春季大会の総会において、二〇一五年度の役員は次のように選任されました。

会	長	井上克人
幹	事	品川哲彦
編	集	酒井真道
委	員	井上克人
		中澤務
		若林雅哉